平成２９年（フ）第７６６号
神戸市中央区八雲通１丁目１番13号　アビタシオン112　303号室
破産者　稲田　和洋
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市中央１―12―２　グループホームそうもく、住民票上の住所岡山県岡山市南区妹尾1572番地３　ウエストヒルズ　302号
破産者　西野　　悟
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６８３号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目７番３号
破産者　パブクレイジーホースこと　伊藤　勝
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
長崎県長崎市若竹町１番９―705号
破産者　松尾　和也
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
大分市大字松岡3953番地の１
破産者　太田　　稔
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅２Ａ―12―226号
破産者　大崎　勇紀
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目８番９号　薬師ビル303号
破産者　村山　利久
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市小原町45番１号　グランドスクエア東谷山101号
破産者　太田茉莉香
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番５号　山下ミシン504号
破産者　白波　芳夫
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
北海道河東郡音更町東通11丁目１番地71
破産者　岩本　峰央
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
北海道帯広市西18条南３丁目24番11号　ミワハイツ２号
破産者　宇野　　薫（旧姓高畠）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線168番地46　ＩＫコーポ102号室、開始決定時の住所北海道中川郡本別町美蘭別55番地７　福良牧場内
破産者　エース塗装工業ことアダチペイント工業こと　安達　慎治
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
北海道帯広市西19条南４丁目30番17号
破産者　尾形　　敦
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
青森市大字横内字鏡山14番地15
破産者　石澤　直樹
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
岩手県奥州市前沢区生母字南羽毛５番地５
破産者　佐藤　峰雄
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５１号
宮城県東松島市小松字鷹の池77番地
破産者　木村　　恵
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
秋田県横手市十文字町佐賀会字新山道添４番地
破産者　松田　光行
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２０号
秋田県湯沢市下院内字常盤町179番地
破産者　山入キヌ子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部